

第二次守山市環境基本計画
平成29年度 進捗確認報告書

平成30年12月
守山市
守山市環境審議会

1 まえがき

(1) 第二次守山市環境基本計画について

第二次守山市環境基本計画は、第一次守山市環境基本計画（計画期間：平成18～27年度）を新たな課題や本市を取り巻く社会・経済状況の変化に対応するため見直しを行い、本市が目指す「守山らしい環境先端都市」の姿を具体的に示し、その姿を市民・事業者・行政が共有し、積極的に環境保全の取り組みを推進するための基本的かつ総合的な計画として策定したものです。

また、琵琶湖再生法(平成27年9月施行)や、琵琶湖保全再生計画の策定(平成29年3月)を受け、本市としても赤野井湾の生物多様性の保全や水質改善への取り組みを継続し、豊かな水辺環境を次世代につなげていくため、市民・事業者・行政が、それぞれの強みを生かしつつ、互いに連携し、協働で取り組みを行う共通の行動指針としての役割も持っています。

(2) 計画の進捗管理について

●計画期間

平成28年度から平成37年度まで

*なお、期間の中間年度である平成32年度において必要な見直しを行います。

●手 法

4つの分野（自然環境・まち環境・地球環境・ともに創る）ごとに、代表的な施策の成果を「見える化」する指標を設定し、市はその指標の変化および指標に関する取り組みを年度ごとにとりまとめ、環境審議会に報告します。

環境審議会は、市からの報告をもとに、計画の進捗状況を確認・評価します。また、概ね2年ごとに、指標の変化や社会環境の変化等を勘案し、分野ごとの進捗について統合的な評価を行うとともに、必要に応じて施策の提言等を行います。

評価結果は市民に分かりやすい形で総括・公開し、透明性の向上に努めます。

●指標について

個別の取り組みごとの進捗状況をあらわす「活動指標」と、その取り組みをある程度統合した結果として、守山の環境の状況を示す「成果指標」を設定しています。

(3) 平成29年度 進捗確認報告書について

●位置づけ

第二次環境基本計画に基づく取り組みの進捗管理を行っていくにあたり、平成28年度において、まずは平成27年度の本市を取り巻く環境施策等の実情・実態把握を行い、今後の計画期間における取り組みにつなげていくことが重要であることから、各種指標の数値を『平成27年度 現状確認報告書』として取りまとめ、平成28年度の環境審議会にて諮り、承認を得ました。

平成30年度においては、平成29年度の環境審議会で諮り、各種意見を伺う中で承認いただいた平成28年度の進捗報告書を基に、平成29年度の数値を追加し進捗状況を取りまとめました。

●**構 成**

第二次環境基本計画の指標数値と平成29年度の実績値、指標に関係する事業等の取組状況により構成しています。

●**備 考**

平成27年度 現状確認報告書にて記載していた市民アンケート結果(2年に1回実施)を引用した指標については、今後、市民アンケートは計画策定時や中間見直し時を除き、今後実施しない方針となったことを受け、「住みやすさ指標に係るアンケート結果」(概ね2年に1回、直近は平成28年度に実施)の数値を準用しています。

2 平成29年度の進捗確認報告

(1)-① 自然環境

<成果指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
環境基準（河川）達成率	%	27.0	87.0	20.0	40.0(*1)	100
赤野井湾水質状況	mg/ℓ	COD : 4.5 T-N : 0.8 T-P : 0.069	COD : 4.5 T-N : 0.7 T-P : 0.06	COD : 4.8 T-N : 0.67 T-P : 0.068	COD : 4.78 T-N : 0.67 T-P : 0.068	COD : 4.6 T-N : 0.24 T-P : 0.012 (*2)
ホテル飛翔数 (ピーク時)	頭	3,474	3,130	2,763	2,767	5,000
ホテル飛翔箇所数	箇所	52	64	62	62	75
守山の川や池などに親しみを 感じている市民の割合	%	50.7	— (2年毎のアンケート)	74.3(*3)	— (2年毎のアンケート) (*3)	60.0
赤野井湾での ニゴロブナ漁獲量	kg	314.3	206.2	191.8	266.5	900.0

*1:平成21～25年度までの平均は72.0%（最大達成年度は平成25年度：80%）。調査項目中、BODの数値が高く、環境基準を達成できない回数が多かった。

*2:目標値は「琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画」より引用

*3:住みやすさ指標に係るアンケート「自然」の項目における「守山市の自然は豊かだと思いますか」の質問に対する回答結果を準用。平成29年度はアンケート未実施。

<成果指標コメント>

●環境基準（河川）達成率について

環境基準（河川）達成率の対象河川は「野洲川右岸放水路」と「守山川（上・下流）」です。野洲川右岸放水路は年3回、守山川（上・下流）はそれぞれ年6回の計15回の水質調査を実施し、調査結果を達成率に反映しています。対象項目は、PH、DO、BOD、SSの4項目で、環境基準（河川）A類型の基準値を準用しています。すべての数値が基準を満たした場合には達成と評価し、1つでも達成できなかった項目があった場合には未達成と評価しています。平成29年度は調査回数15回中6回達成し、達成率は40%でした。

平成27年度以降、大幅に達成率が変動しており、その要因としては、秋から春にかけて行った調査項目のBODの数値が環境基準より高く達成できなかったことがあげられ

ます。上流からの流入水に影響されていることも考えられるため、特に冬場に水が停滞する野洲川右岸放水路において、対象河川として適切かどうかを、評価手法も含めた中、中間年度において再検討を行います。なお、水質改善等の啓発として、環境フェアにおいて水環境保全についての展示やチラシの配布等を行いました。

●赤野井湾水質状況について

赤野井湾の水質状況は、滋賀県環境白書（資料編）の旧杉江沖の平均値から算出しています。すべての調査項目で平成27年度以降は概ね横ばい傾向です。

湖流を停滞させるなど、水質への悪影響が懸念されるオオバナミズキンバイの除去に対し、琵琶湖外来水生植物対策協議会等の活動により、多くの大規模群落の駆除を行うとともに巡回監視が行われました。

また、地域住民や団体等が自主的に取り組まれている活動支援、湖岸清掃運動等による、湾内や湖岸沿いに捨てられたごみの回収も実施しました。

しかし、依然として河川からのごみの流入は多く、オオバナミズキンバイの継続的な駆除、および刈取り後の処分についても多くの課題があります。

●ホタル飛翔数・飛翔箇所数について

ゲンジボタルの飛翔数については経年で減少、飛翔箇所数については平成27年度以降は概ね横ばいとなっています。飛翔数の減少の理由については、異常気象の影響や開発に伴う河川環境の変化等、複合的な要因が考えられますが、今後もほたる条例に基づき、開発行為等における河川改修指導等、生育環境の保護に向けた取り組みを継続して実施していきます。

なお、守山市ほたるの森資料館を中心にホタルの飼育・研究、守山まるごと活性化プランの中で、ホタルの保護・育成に関するプロジェクトによる調査・啓発活動を実施しました。また、近年、一部の自治会においてヘイケボタルの飼育が始まっています。

●守山の川や池などに親しみを感じている市民の割合について

市民がより身近に水辺を感じられるよう、引き続き親水性のある遊歩道や公園の整備・維持管理を行いました。身近な河川環境を守る活動に取り組む21自治会が管理している地域の揚水機の電気代や水生植物の育成等に対して水と緑のふるさとづくり事業による助成を行いました。

また、水辺に関する環境学習会等を年7回実施し、計262名の参加がありました。他にも、守山まるごと活性化プランにおいては、環境学習等が実施された学区もありました。

●赤野井湾でのニゴロブナ漁獲量について

琵琶湖の水産資源の回復を図るため、引き続き、ゆりかご水田事業にて稚魚の放流を行いました。赤野井湾でのニゴロブナ漁獲量は前年度比で38%増加しましたが、近年の異常気象の中、琵琶湖全体を含めた管内の漁獲量については、不安定であり回復の兆し

が見えにくい傾向です。また、湾内で発生している水草の繁茂が稚魚の成育環境に影響を及ぼしている可能性も考えられるため、赤野井湾水質状況とともに注視していく必要があります。

(1)-② 自然環境

<活動指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
赤野井湾流入 河川水質状況	mg/ℓ	BOD:1.88 SS:10.58 DO:10.07	BOD:1.49 SS:5.67 DO:9.64	BOD:1.93 SS:8.12 DO:10.24	BOD:1.79 SS:5.07 DO:9.79	BOD:2以下 SS:25以下 DO:7.5以上 (*4)
大川水質状況	mg/ℓ	BOD:2.7 SS:7.9 DO:7.4	BOD:3.2 SS:11.5 DO:9.4	BOD:7.7 SS:12.3 DO:10.0	BOD:3.3 SS:15.0 DO:5.8	BOD:2以下 SS:25以下 DO:7.5以上 (*5)
狂犬病予防注 射率	%	73.0	73.7	74.2	73.7	78.0

*4・5:環境基準(河川)A 類型基準値から準用

<活動指標コメント>

●赤野井湾流入河川水質状況について

赤野井湾には市内8河川からの流入があります。水質状況は、守山市環境調査報告書の河川汚濁負荷量のうち8河川の平均値から算出しています。環境基準(河川)Aタイプの基準値を準用していますが、PHの平均値は汚濁負荷量としては不適切なため、除いています。BOD、SS、DOのすべての数値が経年で基準値を達成しています。

●大川水質状況について

大川の水質状況については、水質調査を年3回実施し、その平均値から算出しています。指標値はSSのみ基準値を達成しており、BODは基準値に近づきましたが、DOは基準値を下回っています。

平成28年12月より浄化ユニット(マイクロバブル発生装置等)とバクテリアの投入を組み合わせた浄化手法を用い、大川を実証ステージとした水質改善に着手しました。平成29年度の事業開始時から、リン(0.152mg/Lから0.112mg/L)、窒素(2.35mg/Lから1.23mg/L)は改善しました。リンや窒素など、一定の改善は見られましたが、水流は停滞しているものの、琵琶湖の水位による一時的な流れもあり、閉鎖水域とならないことからバクテリアの定着が安定せず、この手法による浄化の効果は安定しない等、課題が残りました。検証は、平成29年度を持って終了としましたが、今後の取り組みについて検討

し、水質調査は次年度も継続して実施していくこととしました。また、農業用水の一部を、暫定的に大川へ流入する水路(地球市民の森内の水路)へ導水し、影響を確認するため用水期には導水量の調整を行いました。大川での導水事業が、水質にどういった変化をもたらすか、引き続き、進捗管理の中で評価・確認を行います。

さらに、平成23年より官・学・民が連携し、地域が主体となり、大川の地域資源としての活用や水質改善について検討する「大川活用プロジェクト」を展開しています。平成29年度においても、継続して河川清掃や環境学習会が実施されました。

●狂犬病予防注射率について

注射率は平成27年度から概ね横ばい傾向です。注射率向上のため、4・5月に市内の地区会館や自治会館等29か所にて、狂犬病予防集合注射を実施し、身近で注射できる機会の提供の確保に努めました。

また、動物病院での個別接種の実施、広報等を通じての未注射犬の飼い主への啓発、地域でのペットマナーアップ活動等、年間を通じ継続的に啓発を行いました。

(2)-① まち環境

<成果指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
一人一日あたりのごみ排出量	g	825.0	826.0	802.0	787.0	791.7(*6)
年間の事業系ごみ排出量	t	6,608	6,905	6,715	6,413	6,027(*7)
ごみの再資源化率	%	27.0	26.5	26.3	25.7	35.8(*8) [30.0]
環境基準(河川)達成率【再掲】	%	27.0	87.0	20.0	40.0	100
守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じている市民の割合	%	37.7	— (2年毎のアンケート)	61.7(*9)	— (2年毎のアンケート) (*9)	60.0
環境基準(大気)達成率	%	100	100	100	100	100

*6・7・8:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(目標年度:平成32年度)より準用。なお、*8は平成28年度に同計画の見直しがあり、目標値を30.0に変更。

*9:住みやすさ指標に係るアンケート「景観」の項目における「お住まいの地域を美しいと思いますか」の質問に対する回答結果を準用。平成29年度はアンケート未実施。

〈成果指標コメント〉

●一人一日あたりのごみ排出量、年間の事業系ごみ排出量、ごみの再資源化率について
環境フェア、市広報、ごみ集積所での立会啓発等を通じ、引き続き、減量化の基本である正しいごみの分別の周知を図り、一人一日あたりのごみの排出量は前年度比で2%減少し、目標数値を達成しました。また、年間の事業系ごみの排出量についても前年度比で4.5%減少し、目標数値に近づいています。しかしながら、ごみの再資源化率については前年度比で0.6ポイント下回り、経年で減少しています。

平成29年度は、新たな取り組みとして、食品ロス削減を図るため、生ごみの組成分析を実施するとともに、「3010（さんまるいちまる）運動」の啓発を新たに実施しました。さらに、事業系ごみの減量化と正しいごみの分別を推進するため、環境センターでの展開検査を4回実施したほか、多量排出事業者（34社）への訪問指導を行いました。

●環境基準(河川)達成率について

自然環境の成果指標(P3)「環境基準(河川)達成率について」のコメント中に記載のとおりです。

●守山市の街並みや自然の風景は調和がとれていると感じている市民の割合について

守山まるごと活性化プランや、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、地域住民とともに農地の保全活動や、市内の史跡を活用した体験イベントの開催等による文化財の活用を行いました。また、景観計画の改訂に向けて、美しい景観づくり委員会を2回開催し協議を行いました。

●大気環境基準達成率について

大気は二酸化窒素と二酸化硫黄について、経年で環境基準を達成しています。二酸化窒素は市内3カ所の測定地点で年2回の調査を実施し、二酸化硫黄は県の大気自動測定局(草津局)の調査結果を準用し、それぞれの達成回数から達成率を算出しています。

滋賀県と合同で実施する事業所への立入調査を行い、各種公害防止関係法令等を遵守するよう確認および指導等を行いました。

(2)-② まち環境

<活動指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
家庭や職場でごみを減らす取組をしている割合	%	69.3	— (2年毎のアンケート)	76.2(*10)	— (2年毎のアンケート) (*10)	80.0
廃食油回収自治会数	自治会	37	37	37	39	全自治会
水洗化率	%	96.6	96.7	96.9	97	97.5
市街地の緑地率	%	12.7	12.7	12.7	12.7	15.0
市民一人あたりの都市公園面積	m ²	11.55	13.29	13.31	13.20	15.00
改善が必要な空地のうち、指導等により改善された率	%	83	75	81	77	100
公害防止協定締結企業数	件	59	62	63	65	80

*10:住みやすさ指標に係るアンケート「ごみ分別」の項目における「お住まいの地域では、ルールに従ってごみ資源の分別、処分がされていますか」の質問に対する回答結果を準用。平成29年度はアンケート未実施。

<活動指標コメント>

●家庭や職場でごみを減らす取組をしている割合について

まち環境の成果指標(P7)「一人一日あたりのごみ排出量等」のコメント中に記載しているとおりです。

一人ひとりの「ごみの減量化」に対する意識の向上を図るため、段ボールコンポスト講習会や、生ごみ処理器購入費用の助成事業を引き続き行いました。その他、食品ロス削減に向けて、市広報、ホームページ、出前講座等を活用し、啓発を行いました。

●廃食油回収自治会数について

平成29年度に2自治会增加したことにより、廃食回収自治会数は39自治会（137集積所）となりました。増加した2自治会は、月に1度回収している指定ごみ（紙パック、蛍光灯、カセットボンベ、スプレー缶、使い捨てライター、廃食油）の集積所において、

廃食油の回収を行っていませんでしたが、地域住民の利便性や環境に対する意識の向上を図るため、回収することとなりました。このような取り組みについて、全自治会に紹介するとともに周知を行っていきます。

しかしながら、回収することで作業や集積所の維持管理にかかる費用や自治会負担等が増加することが懸念されている状況です。

なお、自治会集積所のほか北公民館、市役所にて回収した結果、平成29年度は9,140kg(平成28年度:9,160kg)の廃食油を回収しました。

回収後の利用用途としては、主に資源物収集車(パッカー車)や、市で所有している循環型社会推進車(バイオディーゼル車)の燃料として使用しており、循環型社会推進車については、市内自治会や各種団体等への貸し出しを行った結果、36自治会と11団体で利用がありました。

●水洗化率について

下水道未接続世帯への水洗化指導(9件)や開発行為での宅地造成等により下水道整備により、前年度比で0.1ポイント増加しました。

●市街地の緑地率・市民一人あたりの都市公園面積について

市街地の緑地率は、開発行為にて造成された小公園の受け入れや、その他の公園の整備・維持管理を行いました。大規模な都市公園の整備等がなかったため経年で横ばい傾向です。また、市民一人あたりの都市公園面積は、人口増加に伴い、0.11㎡減少しました。

●改善が必要な空地のうち、指導等により改善された率について

雑草の繁茂等により、周辺環境等へ悪影響を及ぼしている改善が必要な空地44件について、所有者または管理者に対して、適正な管理の指導を行い、34件の改善措置がとられました。しかし、所有者または管理者の特定ができていないものの、長期間改善されない状況もあり、対応が困難な空地が10件残っています。相談件数は平成28年度の53件より9件減少しました。

●公害防止協定締結企業数について

公害防止協定締結企業数は、新規で2事業所と締結を行い65件に増加しました。法令・条例等に定める事項に加え、具体的かつ積極的な公害防止対策を規定した協定を市内企業と締結しています。より良好な生活環境を創出・保全するために、引き続き締結企業数を増やすよう努めます。

(3)－① 地球環境

<成果指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
市内の移動において徒歩・自転車・バス等で快適な移動ができる市民の割合	%	34.9	— (2年毎のアンケート)	45.1 (*11)	— (2年毎のアンケート) (*11)	50.0

*11:住みやすさ指標に係るアンケート「交通利便性」の項目における「お住まいの地域は、交通の利便性がよいですか」の質問に対する回答結果を準用。平成29年度はアンケート未実施。

<成果指標コメント>

地域公共交通活性化協議会において、利用しやすい公共交通体系の構築について議論を重ね、平成29年4月からバス運賃低減社会実験として「高齢者おでかけパス」（531件）「スーパー学割バス定期券」（1,297件）の販売を実施しました。この社会実験を検証した結果、市民の利便性を考慮し、次年度も継続して実施していくこととしました。

また、自転車と歩行者が互いに、快適に移動できるよう市道の古高川田線において歩道・自転車道の整備を行いました。その他、自転車利用を促進するため、自転車購入補助制度を継続実施したところ、206件の申請があり、各種自転車の購入費を支援しました。

(3)－② 地球環境

<活動指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
家庭や職場の地球温暖化対策実施率	%	53.3	— (2年毎のアンケート)	71.8(*12)	— (2年毎のアンケート) (*12)	70.0
太陽光発電システム設置件数	件	2,581 〔2,597〕	2,954 〔2,984〕	— 〔3,233〕 (*13)	— 〔3,371〕 (*13)	7,500
バスの一日平均乗降客数	人/日	3,343	3,577	3,602	3,765	3,900(*14)
もーりーカー利用者数	人	3,494	3,543	4,666	6,675	3,800(*14)

*12:住みやすさ指標に係るアンケート「環境意識」の項目における「節電やごみの減量など日頃から環境に配慮した生活をしていますか」の質問に対する回答結果を準用。平成29年度はアンケート未実施。

*13:下段〔〕内は資源エネルギー庁で公表されている守山市における太陽光発電の認定・移行件数

*14:地域公共交通総合連携計画（目標年度：平成31年度）による

<活動指標コメント>

●家庭や職場の地球温暖化対策実施率について

公共施設でのライトダウンキャンペーンや、緑のカーテン作り等を通して、身近にできる取り組みの啓発を、引き続き行いました。

自治会単位においても、啓発チラシの作成や学習会の開催など「わ」で輝く自治会応援報償費事業を活用した温暖化対策の取り組みが展開されました。

●太陽光発電システム設置件数について

太陽光発電システム設置件数は資源エネルギー庁で公表されている守山市における太陽光発電の認定・移行件数を準用しています。前年度に比べ138件増加しており、市では、家庭や事業所への再生可能エネルギー発電設備や、省エネルギー機器への補助を継続実施し導入促進を図ってきました。しかし、近年、売電価格が年々下がるなど太陽光発電システムにかかる施策等の動向に鑑み、目標件数の見直しが必要と考えます。

また、もりやま市民共同発電所推進協議会により設置した市民共同発電所1～4号機の適切な運営管理を行いました。

●バスの一日本乗降客数・もりーカーの利用者数について

地域公共交通活性化協議会において、路線バスの運賃低減社会実験を実施し、バスの一日本乗降客数は前年度比で約5%増加しました。もりーカーの利用者数については、前年度から目標人数を達成しており、前年度比においても43%増加しました。要因として、新たに土日の運行を開始したことにより利用者数が増加したと考えられます。平成24年度から実施しているBTS（自転車駐輪場）システムは、利用者が多く、BTSスペースからはみ出て駐輪されている箇所については増設を行いました。

(4)-① とともに創る

<成果指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
自治会・職場・団体等において清掃などの環境美化活動へ参加した市民の割合	%	70.0	— (2年毎のアンケート)	— (*15)	— (2年毎のアンケート) (*15)	80.0

*15:市民アンケート未実施のため数値なし

(4)-②ともに創る

<活動指標>

指 標	単 位	平成26年度	平成27年度 (策定年度)	平成28年度	平成29年度	平成37年度 (目標年度)
美崎公園での環境 学習会参加者数	人	1,950	3,049	3,107	2,801	2,300
ほたるの森資料館 での環境学習会参 加者数	人	1,000	1,289	1,307	1,099	1,300
環境学習（啓発） 実施自治会数	自 治 会	49	49	54	46	全自治会

<活動指標コメント>

●美崎公園での環境学習会参加者数について

前年同様、年間を通して自然体験教室等を実施し、自然に触れ合える機会の提供を行いました。前年度比で10%減少しています。天候不順等の要因が考えられますが、参加者数が増加するよう内容等の充実を図ります。

●ほたるの森資料館での環境学習会参加者数について

ゲンジボタルの飼育およびその生息環境を学び、河川保護意識の普及・向上を図ることを目的とした「ホタル講座」を年8回、また、ゲンジボタルの幼虫の放流等も含めて環境学習会を年2回実施しましたが、ほたるの森資料館での環境学習会参加者数は、前年度比で16%減少しています。

自治体や各種団体等からの依頼件数が平成28年度の87件から17件減少しており、参加者数を増加させる取り組みとして、今後も啓発活動等や市内小中学校への学習会参加の呼びかけのほか、魅力のある企画になるよう内容や開催場所の見直しを行います。

●環境学習（啓発）実施自治会数について

地球温暖化防止やごみの減量化等などについて、学習会の開催やごみ集積所での立会などの啓発活動を実施した自治会に対して支援を行いました。前年度から8自治会減少しました。

地球環境の活動指標（P11）「家庭や職場の地球温暖化対策実施率について」のコメント中にも記載していますが、自治会での温暖化対策やごみ減量化等の取り組みが、さらに根付いていくよう継続して働きかけを行っていきます。

平成29年10月には、市民一人ひとりが共に学び、考え、行動する「守山市環境学習都

市宣言」を制定しました。環境学習都市宣言の制定以降、各自治会においては環境保全に対する自発的な取り組みの機運が高まってきており、今後、全自治会で環境学習会や環境の啓発活動、学習会開催の支援等の施策の充実を図ります。